



第七十九条第一項	総報酬月額相当額	総給与月額相当額
第二十五条の表第八十条第一項の項の次に次のように加える。		
第八十条第一項		

第二十五条の表附則第十二条第七項の項中「第六十八条、第六十八条の二、第六十八条の三」を「第六十八条から第六十八条の三まで」に改め、同表附則第十二条の十第三項の項を削

第三十五条第一項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

**附則第二十八項**を「第二十三條第一項後段」に改める。

の区分等の特例」を付する。

区分については、国家公務員共済組合法附則第六条の三第一項の規定による標準報酬の等級区分の文部省令によるものと勘案して、

政令で定めるところにより第二十二条第一項の規定による標準給与の等級の最高等級の上

る。ただし、当該改定後の標準給与の等級のうちの最高等級の標準給与の月額は、同法第

月額を超えてはならない。

附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項を附則第三十二項とし、附則第二十九項を附則第三十一項とし、附則第二十八項の次

29 前項の規定による標準給与の区分の改定が  
行われた場合においては、第二十二条第一項  
中「区分」とあるのは「区分附則第二十八

項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分」と、第二十三  
条第一項後段中「百五十万円を」とあるのは

項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分」と、第二十三一条第一項後段中「百五十万円を」とあるのは

10 前項の規定によつて改定された標準給与は、育児休業等終了日の翌日から起算して二  
給与を改定する。

十三条の十（第六項を除く。）の規定」を「の規定」に改め、同条の表第六十九条の項の次に次のように加える。

	第七十三条の二第一項	財務省令
第一百条の二	従前標準報酬の月額	文部科学省令
二項及び第三項	従前標準給与の月額	
	私立学校教職員共済法第二十八条第	

**第一五条の表第七十四条第一項第一号の項**

「第七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改め、同表第七

この場合において、同条第三項の規定は、  
第二十五条の二第一項中「除く。」の百分の  
適用しない。

十九条第四項の項中「第七十九条第四項」を  
第七十九条第七項に改め、同表附則第十三  
条の十第五項の項中「附則第十三条の十第五  
項」を「附則第十三条の十第六項」に改める。  
第二十五条の二第一項中「第七十九条第二  
項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、  
同項第一号中「除く。」の百分の八十に相当す

八十に相当する金額」であるのは「除く。」と「第七十九条第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第二十五条の一第一項において読み替えて適用する第七十九条第四項」と「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整額」に改める。

する金額」とあるのは「除く」と、「を同条第二項第一号中」に、「二十八万円」を「停止解除調整開始額」に、「四十八万円」を「停止解除調整額」に改め、「相当する」との下に、同条第四項中「停止解除調整更額」とあるのは「停止解除調整額」と、同条第五項中第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項」とあるのは「前項」と、「停止解除調整変更額」とあるのは「停止解除調整額」とを加え、同項に後段として次のように加える。

第二十八条第一項中「育児休業、介護休業等  
育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する  
法律第二条第一号に規定する育児休業」を「育  
児休業等」に、「申出をした日の属する月から  
その育児休業」を「育児休業等を開始した日の  
属する月からその育児休業等」に改め、同条第  
三項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介  
護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一  
号に規定する育児休業」を「育児休業等」に、  
「申出をした日の属する月から当該育児休業」  
を「育児休業等を開始した日の属する月からそ



第一十五条の表附則第十二条の八の二第二項第一号及び附則第十二条の八の三第一項第二号の項を削る。

第二十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職共済年金等の支給の停止の特例)」を付し、第五章第一節中同条の次に次の二条を加える。

第二十五条の三 第三十九条の規定により長期給付に関する規定の適用について退職したものの又は加入者でないものとみなされた加入者であつて教職員等であるもの(以下この条において「特定教職員等」という。)に対する前条の規定により読み替えて準用する第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第七十九条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十九条第一項中

「加入者であるときは」のあるのは、「加入者(私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等を含む。以下この条及び第八十七条において同じ。)であるときは」とする。

2 前項に規定するものほか、特定教職員等に対する退職共済年金又は障害共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「附則第十三条の九、附則第十三条の九の二」を「附則第十三条の九から第十三条の九の五まで」に改め、「標準給与改定請求」と「特定加入者」とを合併する。これは「特定加入者」とあるのは「特定組合員」とある法律の一部改正)。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表第七十九条第三項の項中「第

七十九条第三項」を「第七十九条第六項」に改め、同表附則第十二条の四の二第二項第一号の項及び附則第十二条の七の五第四項及び第五項の項中「四百四十四月」を「四百八十月」に改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を改正する。

第八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を改正する。

附則第十項の表第八十九条第一項第二号口(1)の項中「第八十九条第一項第二号口(1)」を「第八十九条第一項第一号口(2)(i)」に改め、同表第八十九条第一項第二号口(2)の項中「第八十九条第一項第二号口(2)」を「第八十九条第一項第一号口(2)(ii)」に改める。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び第七条並びに附則第三条及び第一項第二号口(2)

四条の規定 平成十七年四月一日

二 第三条の規定 平成十八年四月一日

三 第四条の規定 平成十八年七月一日

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第七条までの規定 平成十九年四月一日

五 第六条の規定 平成二十年四月一日

(基礎年金拠出金に対する国との補助に関する経過措置)

第一条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法(以下この条において「新共済法」という。)第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 国は、平成十六年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第一項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた新共済法第三十五条第一項に規定する額のほか、日本

私立学校振興・共済事業団に対し、一億五千八百六十八万七千円を補助する。

3 平成十七年度から特定年度(国民年金法等の号)附則第十三条第四項に規定する特定年度をいう。)の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の十一に相当する金額を加えて得た金額」とする。

(育児休業等を終了した際の標準給与の改定に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第九項及び第十項の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第九項に規定する育児休業等(次条第二項において「育児休業等」という。)について適用する。(育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第四条 第二条第一項中「第八十九条第一項第一号口(1)」を「第八十九条第一項第一号口(1)」に改め、同号イ(1)を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第七条 人事訴訟法(平成十五年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第九十三条の五第二项」の下に「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において「育児休業等」という。)に適用する。

(育児休業期間中の掛金の特例に関する経過措置)

第四条 平成十七年四月一日前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十八条(第二項又は第三項の規定に基づく申出をした者に適用)においては、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(前項に規定する者を除く。)については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなし、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条第二項又は第三項の規定を適用する。

(退職共済年金等の支給の停止に関する経過措置)

第五条 第五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十五条の三の規定は、退職共済年金又は障害共済年金の受給権を有する者であつて昭和十二年四月一日以後に生まれたものについて適用し、同日前に生まれた者については、なお従前の例による。

との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第六条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(人事訴訟法の一部改正)

第八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第二十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。